

# ○福島県立図書館条例

(昭和59年3月30日)  
条例第31号

最終改正 平成11年12月24日条例第89号

## (設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、県民の教育と文化の振興を図るため、福島県立図書館（以下「県立図書館」という。）を設置する。

## (位置)

第2条 県立図書館は、福島市森合字西養山1番地に置く。

## (業務)

第3条 県立図書館において行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、及び一般公衆の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 他の図書館（図書館法第2条第1項に規定する図書館をいう。）、国立国会図書館と緊密に連絡し、協力し、及び図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

## (遵守事項)

第4条 県立図書館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県立図書館の施設、設備、図書館資料等をき損し、又は汚損しないこと。
- (2) 物品を販売し、又は頒布しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。
- (4) 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上教育委員会が指示する事項

## (入館の規制等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 県立図書館の施設、設備、図書館資料等をき損し、又は汚損するおそれのある者
- (3) 館内の秩序を乱し、又はそのおそれのある者

## (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、県立図書館の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 福島県立図書館設置条例（昭和35年福島県条例第6号）は、廃止する。

## 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

# ○福島県立図書館協議会に関する条例

(昭和25年8月30日)  
条例第54号

最終改正 平成24年3月条例第40号

## (設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項の規定に基づき、福島県立図書館の適正な運営を図るため、福島県立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

## (委員の任命及び任期)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、福島県立図書館において処理する。

## (雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成24年3月21日条例第40号）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県立図書館協議会に関する条例第2条の委員である者は、その残任期間中は、改正後の福島県立図書館協議会に関する条例第3条第1項の規定により任命された福島県立図書館協議会の委員とみなす。